

第百八十九回国会 院 予 算 委 員 会 第 六 分 科 会 議 録 (農林水産省及び環境省所管) 第一号

本分科会は平成二十七年三月五日(木曜日)委員会において、設置することに決した。
三月九日
本分科員は委員長の指名で、次のとおり選任された。

石原 宏高君 小倉 將信君
小池百合子君 鈴木 俊一君
階 猛君 重徳 和彦君
中野 洋昌君

三月九日
石原宏高君が委員長の指名で、主査に選任された。

平成二十七年三月十日(火曜日)

午前八時開議
出席分科員

主査 石原 宏高君 岩田 和親君
池田 道孝君 加藤 寛治君
小倉 將信君 鈴木 俊一君
小池百合子君 前田 一男君
藤井比早之君 渡辺 孝一君
牧島かれん君 階 猛君
菊田真紀子君 福田 昭夫君
中根 康浩君 井出 庸生君
井出 庸生君 太田 和美君
重徳 和彦君 鈴木 義弘君
横山 博幸君 奥水 恵一君
中野 洋昌君 後藤 祐一君
兼務 小山 展弘君 兼務 濱村 進君
兼務 鷲尾英一郎君 兼務 藤野 保史君
兼務 田村 貴昭君
農林水産大臣 林 芳正君
環境大臣 望月 義夫君
農林水産副大臣 あべ 俊子君

農林水産副大臣 小泉 昭男君
環境副大臣 北村 茂男君
環境副大臣 小里 泰弘君
農林水産大臣政務官 佐藤 英道君
農林水産大臣政務官 中川 郁子君
政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 澁谷 和久君
政府参考人 (内閣府地方創生推進室長代理) 富屋誠一郎君
政府参考人 (警察庁長官官房審議官) 島根 悟君
政府参考人 (法務省大臣官房審議官) 上富 敏伸君
政府参考人 (財務省大臣官房審議官) 松村 武人君
政府参考人 (国税庁課税部長) 藤田 博一君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大西 康之君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 中山 峰孝君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 中 康之君
政府参考人 (厚生労働省医薬食品局食品安全部長) 三宅 智君
政府参考人 (農林水産省大臣官房長) 佐藤 一雄君
政府参考人 (農林水産省大臣官房総括審議官) 今城 健晴君
政府参考人 (農林水産省大臣官房参事官) 金丸 康夫君
政府参考人 (農林水産省消費・安全局長) 小風 茂君
政府参考人 (農林水産省食料産業局長) 櫻庭 英悦君
政府参考人 (農林水産省生産局長) 松島 浩道君

政府参考人 (農林水産省経営局長) 奥原 正明君
政府参考人 (農林水産省農村振興局長) 三浦 進君
政府参考人 (農林水産省技術会議事務局長) 面郷 正道君
政府参考人 (林野庁長官) 今井 敏君
政府参考人 (水産庁長官) 本川 一善君
政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 田村 計君
政府参考人 (環境省大臣官房審議官) 小川 晃範君
政府参考人 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長) 鎌形 浩史君
政府参考人 (環境省総合環境政策局環境保健部長) 北島 智子君
政府参考人 (環境省水・大気環境局長) 三好 信俊君
政府参考人 (環境省自然環境局長) 塚本 瑞天君
農林水産委員会専門員 奥井 啓史君
予算委員会専門員 石崎 貴俊君

同日 補欠選任 渡辺 孝一君 前田 一男君
同日 補欠選任 福田 昭夫君 中根 康浩君
同日 補欠選任 丸山 穂高君 吉村 洋文君
同日 補欠選任 奥水 恵一君 大口 善徳君
同日 補欠選任 藤井比早之君 池田 道孝君
同日 補欠選任 前田 一男君 加藤 寛治君
同日 補欠選任 中根 康浩君 菊田真紀子君
同日 補欠選任 吉村 洋文君 井出 庸生君
同日 補欠選任 大口 善徳君 中野 洋昌君

分科員の異動

三月十日
辞任 小池百合子君 岩田 和親君
辞任 鈴木 俊一君 渡辺 孝一君
辞任 階 猛君 福田 昭夫君
辞任 重徳 和彦君 丸山 穂高君
辞任 中野 洋昌君 奥水 恵一君
同日 補欠選任 岩田 和親君
同日 補欠選任 鈴木 俊一君
同日 補欠選任 階 猛君
同日 補欠選任 重徳 和彦君
同日 補欠選任 中野 洋昌君

同日 補欠選任 渡辺 孝一君
同日 補欠選任 福田 昭夫君
同日 補欠選任 丸山 穂高君
同日 補欠選任 奥水 恵一君
同日 補欠選任 岩田 和親君
同日 補欠選任 鈴木 俊一君
同日 補欠選任 階 猛君
同日 補欠選任 重徳 和彦君
同日 補欠選任 中野 洋昌君

第一分科員小山展弘君、第三分科員濱村進君、第四分科員後藤祐一君、第七分科員鷲尾英一郎君、田村貴昭君及び藤野保史君が本分科兼務となつた。

本日の会議に付した案件

平成二十七年年度一般会計予算

平成二十七年年度特別会計予算

平成二十七年年度政府関係機関予算

(農林水産省及び環境省所管)

○石原主査 これより予算委員会第六分科会を開会いたします。

私が本分科会の主査を務めることになりました。よろしくお願い申し上げます。

本分科会は、農林水産省及び環境省所管について審査を行うことになっております。

なお、各省所管事項の説明は、各省審査の冒頭に聴取いたします。

平成二十七年年度一般会計予算、平成二十七年年度特別会計予算及び平成二十七年年度政府関係機関予算中農林水産省所管について、政府から説明を聴取いたします。林農水産大臣。

○林国務大臣 初めに、予算の基礎となっている農林水産施策の基本方針について御説明をいたします。

私は、平成二十四年十二月の政権交代以降、農林水産大臣として、攻めの農林水産業の推進に向けた検討を進め、農林水産業・地域の活力創造プランを取りまとめるなど、農林水産業の成長産業化に向けた政策改革に取り組んでまいりました。また、昨秋以降は、与党の立場から、一般の農協改革の法制化等の骨格の取りまとめを初め、攻めの農林水産業の実行に向けて取り組んでまいりました。

このたび、再度、農林水産大臣の重責を担うこととなり、身の引き締まる思いであります。農政改革を切れ目なく、さらに前に進め、強い農林水

産業と美しく活力ある農山漁村の実現に全力で取り組んでまいります。

また、現在、食料・農業・農村基本法に基づく食料・農業・農村基本計画の見直し作業も進めております。農政の中長期的ビジョンとして、施策の方向性、食料自給率目標や食料自給力指標、農業構造の展望や具体的な経営発展の姿等についてお示ししてまいります。

次に、平成二十七年年度農林水産予算の概要を御説明申し上げます。

平成二十七年年度農林水産予算の総額は、関係府省計上分を含めて二兆三千九百九十億円、その内訳は、公共事業費が六千五百九十二億円、非公共事業費が一兆六千四百九十九億円となっております。

農林水産予算の編成に当たっては、農林水産業・地域の活力創造プランに基づき、農政改革を着実に進め、強い農林水産業と美しく活力ある農山漁村を実現するための施策に予算を重点的に措置したところであります。

以下、農林水産予算の重点事項につきましましては、委員各位のお許しをいただきまして、御説明を省略させていただきますと存じます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○石原主査 この際、お諮りいたします。

ただいま農林水産大臣から申し出がございました農林水産省関係予算の重点事項の説明につきましては、これを省略して、本日の会議録に掲載したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原主査 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(林国務大臣の説明を省略した部分)

以下、予算の重点事項について御説明申し上げます。

第一は、担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進であります。

農地中間管理機構を本格稼働させるとともに、農地の大区画化等を進めてまいります。併せて、地元ニーズにきめ細かく対応するため、新たに畦畔除去等の農地整備を機動的に実施するとともに、耕作放棄地の再生利用を進めてまいります。また、多様な担い手の育成・確保に向け、青年就農者等に給付金を給付するとともに、法人での実践研修、担い手の円滑な経営継承等を支援してまいります。

第二は、新たな経営所得安定対策の着実な実施であります。

飼料用米等の戦略作物の本作化による水田フル活用を一層推進するため、飼料用米等の数量払い、多収性専用品種の導入等への支援を引き続き実施するとともに、都道府県段階における主食用米以外の生産拡大に向けた自主的な取組を支援してまいります。また、産地が自主的に行う主食用米の需要に応じた業務用・輸出向け販売等を支援してまいります。さらに、米など農産物の価格下落が担い手等の経営に及ぼす影響を緩和するため、収入減少影響緩和対策等を講じてまいります。

第三は、強い農林水産業のための基盤づくりであります。

水田の大区画化・汎用化、老朽化した農業水利施設や漁港施設等の長寿命化・耐震化対策、山地災害対策等を進めてまいります。また、強い農林水産業づくりに必要な共同利用施設やCLTと呼ばれる新たな木材製品の製造施設の整備、更には次世代施設園芸の導入、加工・業務用野菜への転換等を支援してまいります。

第四は、畜産・酪農の競争力の強化であります。

生産基盤の脆弱化が懸念される畜産・酪農の競争力を強化するため、畜産クラスター(高収益型畜産体制)計画に位置付けられた地域の中心的な経営体が行う施設整備等を支援してまいります。また、自給飼料の生産拡大のため、新たに飼料作物の二期作・二毛作を支援するとともに、放牧や草地整備を加速化してまいります。さらに、畜種ごとの特性に応じた経営安定対策も着実に実施し

てまいります。

第五は、農林水産物・食品の高付加価値化等の推進であります。

農林漁業成長産業化ファンドの活用による六次産業化や医療・福祉など多様な異業種との連携を進めてまいります。また、先端ロボットなど革新的技術の開発・普及等により、高付加価値化を加速化してまいります。

第六は、日本食・食文化の魅力発信と輸出の促進であります。

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」の保護・継承を進めてまいります。また、国別・品目別輸出戦略を着実に実行するため、米や畜産物などの品目別輸出団体の育成や輸出対応型施設の整備等を支援してまいります。併せて、食のインフラシステムの輸出や国際空港近辺における輸出拠点化構想づくりを支援してまいります。

第七は、生産振興対策であります。

野菜、果樹・茶、甘味資源作物等について、品目ごとの特性に応じた対策を講じてまいります。

第八は、食の安全・消費者の信頼確保であります。

国産農畜水産物の安全性の向上や、家畜の伝染病の発生予防等の取組を進めてまいります。

ございますけれども、いろいろ調整とお願いをし
ているという現状でございます。

○横山分科員 予想以上に少ない人数のお答えだ
と思えますけれども、どんなに積極的に人数をふ
やしていったら、外国人がどんどん来てスムーズに
出入国できるように、ぜひお願いしたいと思いま
す。

何点か質問させていただきましたけれども、御
丁重にお答えいただきまして大変ありがたござ
いました。以上で私の質問を終わります。

○石原主査 これにて横山博幸君の質疑は終了
いたしました。

次に、藤野保史君。

○藤野分科員 日本共産党の藤野保史です。
大臣、大変お疲れのことと思いますが、私が最
後ですので、よろしくお願いいたします。

私、北陸信越ブロックの選出でして、新潟を初
めとして米どころがたくさんございます。そして、
どの県でも農業、農家が地域の経済と社会と文化
を支えている、こういう地域でございます。その
農業が、今、安倍政権のもとで大きな曲がり角に
立たされているというふうに思います。

きょうは、この問題を幾つかの角度からお伺い
したいと思っております。

まず確認なんです、国連は昨年を国際家族農
業年というふうに指定をいたしました。これは、
世界どこでも農業が家族経営によって支えられて
いるからだというふうに思います。全農家に占め
る家族経営の割合は、フランスで七割、アメリカ
で八割、ドイツ、イギリスでも九割、そして、日
本でも九割というふうになっております。

そこで、農水省にお伺いします。

国連は、この国際家族農業年に先立って二〇一
一年十二月に決議を上げていたと思うんですが、
どういう内容で、日本政府はどのような態度で
しようか。内容をこちらで言いますか。

では、中身的には、二〇一一年十二月に決議が
行われていて、前文がありまして、そこには

国際家族農業年を設定した背景として、第五パラ
グラフにおいて、家族農家や小規模農家が食料安
全保障の達成を目的とした持続可能な食料生産の
基本であるというふうに認定といたしますが、確認
をしております。

小規模農家や家族農家が持続可能な食料生産の
基本である、この点についての日本政府の態度に
ついてお答えください。

○今城政府参考人 国際家族農業年についてのお
尋ねでございます。

委員おっしゃるとおりでございます。総会決議、
二〇一一年におきまして、「農家と小自作農は食
料安全保障を達成することを目的とする持続可能
な食料生産にとって重要な基礎であることを確認
し、」という文言がございます。

まさに、私も、そういうことも踏まえまして、
昨年の国際農業年ということにしまして、二十一
世紀の家族農業に関する会合ですか、そういう
ものに積極的に参画してきたということであ
り、また、食料安全保障と貧困の撲滅に大きな役
割を果たすということを広く世界に周知させるこ
とや、各国のそれぞれの取り組みを奨励するとい
うことで制定された家族農業年と認識してござい
まして、まさにそれと一致するようにならざる
を得ないと思っております。

○藤野分科員 日本政府もこの国連決議を支持し
ていると。つまり、家族農業や小規模農家が持続
可能な食料生産の基本であるということだと思
います。

こうした、家族農家を初めとする農家を応援す
る政治が求められていると思えます。私も先日お
話を伺ったある農家の方は、せめて二、三年後の
見通しが持てるような交付金、こういったものも
考えてほしい、こういう要望をいただきました。
しかし、実際には、まさにその交付金につきま
しては、直接支払い交付金はなくしていくとい
う方向でありますし、全体としては、小規模農家、
家族農家というものがどんどん追い込まれている
というふうに認識しております。

先日、富山県の農家の方からお話を伺ったん
で、富山は農業生産の九割以上がお米で
して、まさに米が大変重要な作物であり、昨秋の
米価の大暴落というのは本当に打撃になっており
ます。ある農家の方で、二十町歩つくっていらっ
しゃる方なんですが、この方にお話を聞きました
ら、五百万円の損失だ。もう殺されるようなも
のだという言葉も使っていらっしゃいました。も
う完全放棄するしかないというまで、本当に切実な訴
えを寄せていただきました。

大臣にお聞きしたいんですけど、こうした
交付金の半減あるいは米価の暴落というものを受
けて、農家の所得というのは軒並み減って
いると思うんです。そのもとで安倍政権は農業所得
を増やすという方針を掲げていらっしゃ
いますけれども、一体どうやって所得を増増して
いくというお考えなんでしょうか。

○林国務大臣 今委員がおっしゃっていただき
ましたように、米価は昨年非常に大きな動きを見
せたわけでございますが、今、二、三年先というお
言葉がありましたが、もう少し、五年、十
年たっても持続可能な農業の姿というものを何と
か描いていかなければならない。

逆に言うと、そういう姿を描きませんと、今か
ら若い人が入ってきてやっていくということに
なかなかならない、こういうことも一方であるわ
けでございます。そういう意味で米の政策の見
直しということをやらせていただいたわけござ
います。まさに誰が米を消費していただくか、
買っていただくか、このことも同時に考えていき
ませんと、五年、十年、持続可能なことになって
いかならうというところで一連の改革をやった
きたところでございます。

したがって、一昨年にはなりますが、二十五年十
二月に農林水産業・地域の活力創造プランを取り
まとめで、ここに、今お話ししたのあった、農業、農
村全体の所得を今後十年間で倍増させることを目
指す、こう書いてきたわけでございます。
やはりこれは、需要の拡大、これは国内外で

ございますが、輸出の促進や、それから、国内の例
えば介護食品向けといったような需要を質、量と
もに拡大をしていくということ、また、農地集積
を農地中間管理機構等を活用して加速化すること
によって生産コストの縮減をするということ等
得を増大させる。

また、農業の直接の所得の増大に加えて、加工、
直売の取り組みの推進、農家民宿、こういったと
ころで都市と農山漁村の交流の促進、こういうこ
とをやることによって、いわゆる六次産業化と言
われておりますが、こういう六次産業化等の推進
を通じて農村地域の関連所得の増大、これを図っ
ていこう、こういうことでございます。

また、現在は食料・農業・農村基本計画の見直
し作業を行っております、いろいろな地域別ま
た品目別の具体的なモデルもつくりながら、施策
の具体的な方向性というものを示してまいりたい
と思っております。

○藤野分科員 今、大臣からさまざまな方策が示
されました。中で、農地の集積ということもお話
がありました。きょうも多くの議員からこの農地
集積につきましてお話をあつたと思うんですけ
れども、私もやはりこの問題は非常に重要だとい
うふうに思っております。

これも富山でお聞きした話ですけど、現地
では今でも集約化の圧力というのはすごんだと
いうお話を聞いてまいりました。こうおっしゃっ
ているんですね。小さい田んぼじゃだめだ、個人
個人じゃだめだ、もつとでかくなれば、こういう指
導が物すごく入るといってお話でした。物すごく指
導が入る、こういう表現なんです。県だつたり
土地改良区だつたり、主体はさまざまでしょうけ
れども、末端はそういうことになっていく。しか
し、背景にあるのは安倍政権の農業政策だとい
うふうにおっしゃっていたのも共通してござ
います。
そこで農水省にお聞きしたいんですが、農地の
集約、いろいろな質問がありまして、いろいろな
方策があるということなんです、私がお聞きし

たのは、そのうちのひとつとして、てこととして中心経営体に農地を集積していく、いわゆる促進事業制度というのが昨年から始まっていると。

これはどういう制度であるかというのを簡潔に教えていただければと思います。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

先生のお話にございましたのは、農業競争力強化基盤整備事業における農業経営高度化促進事業についてでございます。これは、農地の大区画化ですとか排水対策等の農地整備事業とあわせまして、中心経営体への農用地の集積、集約化に向けた支援を行うものでございます。

主な支援内容といたしましては、農地整備事業の実施地区におきまして、事業完了後の中心経営体への農地の集積率に応じまして、事業費の最大二・五％までの促進費を交付するものでございます。この促進費は、農地整備事業の実施に係る農家負担に使用すること等が可能でございます。これによって、実質的に農家負担なしで事業を実施することも可能となっているという制度でございます。

本事業を活用いたしまして、農地中間管理機構とも連携をいたしまして、担い手への農地集積、集約化を推進してまいりたいと考えております。

○藤野分科員 ありがとうございます。

要するにこの制度は、農地を集約すれば農家の実質負担がゼロで工事ができるということであります。破格の制度だというふうに思うわけですが、ただでできるんだからこの際集約化しろというふうに地元では受け取られている。そのための予算が、昨年は三百二十四億円、こしは三百四十一億円と非常に大きな予算を使って、国がまさに農地の集約を強力に進めている、ただでできるんだから、こういう話であります。

しかし、これが、冒頭、国際家族農業年でも言いました持続可能な農業につながるのかということが問題だと思えます。むしろ矛盾を生んでいないのかと。

はい、農家の方はこうおっしゃって

いました。農地集約したら、農地が大規模化したら、当然機械も大規模化する。機械が大規模化したら、動かせる人も限られる。人数的には少ない人数で済むようになってしまふ。集約されて土地がなくなった、働くこともなくなった高齢の方やそういう専門性のない方は、排水の、用水路の掃除などの仕事があるじゃないかという話もあるんですが、しかもこれには交付金も出るんだけれども、金をもらってもやりがいはないんだ、こういうお話でした。今まで、物をつくることに喜びを持って農業をやってきたのに、排水の掃除だけやれと言われても、二年か三年はやるかもしれないけれども、みんな離れていきますよ、こういう声でした。持続的な農業にならなくなってしまふ。

別の方は、自分の田んぼというのが大規模化したら、図面上はここでですよと言われたらそうかもしれないけれども、見たら全然わからない。全部ならされちゃう。こうなると田んぼに愛着がなくなってしまう。こういう訴えをいただきました。自分の田んぼがそこにあるからこそ、益暮れには行くし、村の行事、お宮さんとか、そういうお祭りとかそういうものにも参加する。しかし、そういうものも行かなくなってしまうだろう。こうおっしゃっていました。まさに農村の崩壊になってしまう。

先ほど若い方のお話もいただきましたけれども、今、富山では若い人が農業に希望を持ってなくなりつつあるというお話も伺いました。認定農家になった方が早死にする例も生まれてきている。若い方に、おまえ頑張りが過ぎるなよ、無理するなよとベテランが言いますと、大丈夫です、こう言っていて続けられるそうなんです。しかし、そういう方から先に体を壊してしまふ。本当に、逆に矛盾を生んでいるんじゃないかというふうに思っています。

若い方を初めとして、見通しや夢、やりがい、生きがい、農業にそれを感じられなくなってしまう。誰に聞いてもやる気がうせってしまうという声に、私は本当に衝撃を受けました。やりがいを感じ

じられない、やる気がうせる、田んぼに愛着がなくなる、これは決して個別の例ではありません。大臣にお聞きしたいんですが、集約化を進めていく、ただだからやってみよう、その一方で小規模農家に対する支援というのがない、このバランスを欠いたやり方というのが、多くの農家のやりがいや失うという結果につながっているんじゃないでしょうか。結果としてつながっているんじゃないか。

この点についての大臣の率直な御認識をお聞かせください。

○林国務大臣 いろいろな方にお話を聞きますと、それぞれ地域によっても、また、その置かれたお立場によってもそれぞれの御意見があるところがございますので、なかなか一概にこうだというのが言いくいところが農業の難しいところだとは思っておりますけれども、今委員がおっしゃっていただいた中で、例えば、大規模化するおっしゃっていただきましたが、それはどのぐらいの大規模化ということにもよるのかなと。

私が聞いておりますのは、一台で大体十から十五ヘクタールぐらいまではやれる。それに比べて、北海道を除く都府県の平均面積は二・三でございますので、やはりその二・三から十、十五に集約していくということになれば、一台の機械のままで、余り過労死のようなことにならずに、効率的にやって生産費が下げられる。それを、例えば十五が五十、六十となっていきますと、今委員がおっしゃっていただいたようなこともあるいはあるのかな、こういうふうに思っています。聞かせていただいております。

この間、仙台に参りましたときに、実は自分のところは五十ぐらいやっていますという農家の方がいらつしやうて、家族で、研修員の方も数名いらつしやうて、家族で、機械は一台でやっておられる。私ちょっと不思議に思って、一台でどうやってやるんですかとお聞きしたら、時期を少しずつずらして、三日、四日ずつずらして

いくと、田植えもずれるし収穫もずれるし、一台でやるんです、こういうお答えでございます。なるほどな、こういうふうに思ったところがございます。

したがって、先ほど家族農業年のお話がありましたけれども、まさに家族農業経営の中で規模を集積していくということも当然あり得るわけでございます。規模を集積するといっても、一ヘクタールに満たないものが一、二、三と上がっていくのも集積であるし、それが十、十五ということになることも集積であるし、それがさらに大きくなっていく、いろいろな規模の集積というのがありますので、そのフェーズ、フェーズに応じた、また、ケースに応じたしっかりとサポーターというのが必要になってくるのではないかと、そういうふうに考えております。

○藤野分科員 私も、富山、あるいはほかのところも調べましたが、確かに富山は平均は二・三なんです。ただ、この十年ほどで見ますと、一番ふえているのは三十八ヘクタール以上のそういう農業法人でありますし、二番目にふえているのが二十から三十、そういう大規模なところがあります。ですから、まだ小規模農家がありますので、割ってみると二・三ですけれども、最近、やはりそういう意味での集約化が非常に加速しているというのが実態であります。そこで機械も大規模化せざるを得ないというのが各地で生まれているというふうに思います。

そして、もう一つ私が衝撃を受けましたのが、別の農家の方がおっしゃっていました。今の政策は企業参入まで見越したものだということを感じている。要は、特区にしやすいということだ。俺らにしたら、その地ならしだ。こうおっしゃったわけなんです。これは私のはっきり言ってお腹を射抜かれる思いでしたけれども、地ならしという言葉はなかつたわけですが、一方で、先ほど大臣がおっしゃったように、家族経営をやりながら大規模化

していく、あるいは、家族経営を応援しながら、そこをしっかりと支えながら大規模化のニーズにも政治が応えていくということであれば、こうした声は出てこないと思うんです。

なぜこういう声が出てくるかといえ、実際には需給調整にも手をつけず、米価暴落が大変な状況だ、その上に交付金もいずれなくなっていく、小規模ではやれない、家族では見通しが持てない、やる気が失われる。これが一方であるも、ただで大規模化してやる、ただで集約化しろ、こういうやり方で、じゃあといって取りまとめてやっている方なんです。やっている方から、これは何のためなんだ、結局企業参入の地ならしじゃないか、こういう声が出ているというのは、私は本当に深刻な事態だと思えますし、そう思うのも当然じゃないかと思うんです。

やはり、今は農政が余りに小規模農家や家族農家に冷たい、一方で集約化、ですからそういう声が生まれるんじゃないでしょうか。

大臣、この点についてどう思われますか。

○林国務大臣 まず、七千五百円とか一万五千円の交付金でございますが、これは民主党政時代に始まったものでございまして、規模の要件がございませんで、規模がいかに小さかろうと大きかろうと、なくなるものではなくあります。したがって、先ほど来の御質問を聞いておりますと、むしろ中規模の方が経営に対する影響は大きいんだという御指摘もあつたところでございます。

一方で、今どのぐらいの程度の集積かということもございまして、規模を集積していくことによって単位当たりの生産コストが下がっていくということもございまして、農家の所得がふえていくということをややはり目指していくべきであらうというのが我々の考え方であります。

そこで、地ならしという言葉がありました、農地を所有できる法人である農業生産法人、これの要件につきましては、昨年六月に政府・与党の取りまとめをいたしました、今月、法制度の骨格を決めさせていただきましたが、この法人が六次

産業化等を図って経営を進展させようとする場合の障害を取り除く、こういう観点で、役員の農作業従事要件とか構成員要件の見直しをしたところでございますので、何か、企業が入ってくるための準備をしているということではないということに申し上げておきたいと思えます。

○藤野分科員 一方で、農地集約という、ある意味文字どおりの地ならしというものが進んでいるということ、同時に、今安倍政権が進めている国家戦略特区についてもお聞きをしたいと思えます。

先ほど、企業参入の地ならしということとあわせて、要は特区の地ならしをしているんだということも声として御紹介しましたけれども、この特区、実は、私の地元であります北陸信越ブロックの新潟市が農業特区として選定をされております。兵庫県の養父市と並びまして、新潟が平地の特区、養父が中山間地の特区ということなんです。簡潔に内閣府にお答えいただきたいんですが、この新潟と養父それぞれ、農業生産法人として今参入しているのはどのような企業でしょうか。

○富屋政府参考人 お答え申し上げます。国家戦略特区についてのお尋ねでございますが、農業関係の特例を盛り込んだ国家戦略特別区域計画につきましては、まず、養父市は平成二十六年の九月九日と平成二十七年の一月二十七日に、また、新潟市は平成二十六年の十二月十九日に内閣総理大臣の計画の認定を受けたところでございます。

このうち、お尋ねの農業生産法人に係る農地法等の特例に関しては、新潟市では、株式会社ローソン、株式会社新潟麦酒の二社が認定された区域計画に位置づけられております。また、養父市では、有限会社新鮮組、株式会社近畿クボタ、吉井建設有限会社、オリックス株式会社及びやぶパートナーズ株式会社、ヤンマーアグリノペーション株式会社、株式会社姫路生花卸売市場、株式会社マイハニーの八社が認定された区域計画に位置づけられております。

○藤野分科員 要するに、ほとんどが株式会社。養父の場合、八のうち二だけが有限会社で、あとは全部株式会社、新潟もローソンと新潟麦酒という株式会社ということで、当初の狙いどおり、株式会社で参入をしているわけですね。

私たちが、安倍総理はよく民間企業の創意工夫ということを強調されるわけですが、それ自身を否定しているわけではありませんが、ただ、どんなに創意工夫にあふれた企業でも体力が続かなくなるといふことがあるわけで、要は、そうなたときに踏ん張れるのかということが問題だと思えます。

実際、これまでも、日本各地で参入した株式会社が撤退するという例が生まれております。有名な話ですけれども、電子機器のオムロンや、あるいはワタミ、あるいはユニクロ、こうした名立たる企業が農業に参入して、一年半とか三年とか非常に短い期間で撤退しているということが実際起きていくわけですね。ですから、持続可能な農業といたした場合に、担い手たり得るのかという点でやはり非常に問題だというふうには思っています。

そして、この新潟の特区は決して全面参入ではありませんで、まさにまだアリの一穴といえますか、非常に限られた参入になっております。

例えば、先ほどお話しありました農業生産法人の要件、いろいろな要件がありますけれども、今回は役員要件の緩和ということで、いろいろな役員さんの中で一人だけ農業従事者がいればいいということの緩和なんですけれども、もともと新潟市などが規制緩和と要望として当初挙げていたのは、いわゆる出資要件そのものを緩めてくれということ、こちらの方が本丸というふうには本人たちもたびたび言っております。

そういう点では、まさに、小さく産んで大きく育てるといふのがこの特区の特徴なわけで、地元を受け入れやすいものからやって、後はどんどん広げていくということのを北陸、信越でやろうというふうに思っております。

ただ、この特区というのはまだ具体化がこれからということで、質問に当たってレクをしたんですけれども、中身はまだこれからということですので、きょうは、私からは、プロセスについてちょっと大臣の認識をお聞きしたいというふうには思っています。

といいますのも、この特区を進めるためにいろいろな会議、国でも地方でもつくられているわけですが、農家が入っていない、生産者が入っていない。あるいは、先ほど大臣もおっしゃった消費者も入っておりません。いわゆる特区を進めたいという大臣の方や、あるいは手を挙げた首長の方や、新潟でいえば新潟経済同友会代表幹事、こういう方がごく少ないメンバーとして会議に入っているという状況。国会の方でもそうですけれども。

要は、農業改革を進めるのであれば、その農業の当事者、その声を聞くべきじゃないのかということなんです。大臣にお聞きしたいんですけれども、この特区で行われようとしていることは、いずれも農業の未来を左右する大問題だと思います。それなのに当事者が入っていない。大臣自身も国の会議には入っていない、入れてもらっていない。このことを、農業に責任を負う大臣としてどのように考えていらっしゃるんでしょうか。

○林国務大臣 これは前も聞かれたことが実はございますが、自民党の中からも、国家戦略特別区域会議というのがございまして、ここには、必要に応じて、関係行政機関の長や、区域計画等に関し密接な関係を有する者を加えることができると思っております。

また、総理の下に国家戦略特別区域諮問会議というところで、ここに、総理、官房長官、担当大臣、また、指定する国務大臣ということで、関係大臣も必要に応じ参加して同意をする、こういう仕組みになっておりますので、そういう形でしっかりと、この私も農林水産省を所管する大臣として、農林水産業の健全なる発展と両立するように見て

まいりたいと思つておるところでございます。

○藤野分科員 私もその質疑を拝読したんですけれども、大臣は、閣議決定で自分がしつかり物を申すんだということ、あわせて、今おっしゃられた、いろいろな会議に臨時議員として参加されるということもおっしゃつていらつしやいました。率直に言つて、本当にそれで大丈夫なのかなというふうに私は思つたので御質問しているんです。

といいますのも、閣議決定の場というのは、もうそこまで行つたら本当にもう大変なことで、そこに行く前にいろいろやる必要があるんじゃないのか。あるいは臨時議員としての参加も、今いみじくもおっしゃいましたけれども、議長である総理が必要があると認めたときに初めて参加が認められるという限定つきであります。大臣がみずから会議に乗り込んで発言されるということがあればあれだと思つてすけれども、呼ばれたときだけ行くということでは、実際的には何の担保にもならないのではないですか。

一方では、大臣が先ほどおっしゃつたように、現場でどんな話が進んでいるわけです。新潟では昨年、もう一回、おっしゃられた区域会議が行われております。これには、いわゆる国家戦略特区諮問委員の有識者である八田達夫さんとかコマツの坂根さんとか、そういうまさに推進の方ばかりが現地に行つてどんな議論されている。中身は本当に追加の規制緩和の話ばかりなんです。

そういう点では、本当にこれでは農家の声が反映しない。中央でも反映しないし地方でも反映しないというふうになります。

この新潟市が特区に選定された昨年三月二十八日に市長が記者会見されたんですが、これには、先ほど触れましたけれども、新潟経済同友会の筆頭代表幹事の池田弘さんが同席をされております。農業特区に関する記者会見なのに、農家の代表はいなくて、地元同友会の代表幹事が共同出席される。しかも、その代表幹事はこうおっしゃつ

たんですね。プレーヤーは誰かとなると、経済人なのです。これからやるのは経済人だ。できるだけやりやすい枠組みを市とともに進めていくと豪語されました。

本当にそういう意味では、国レベルでは辛うじて大臣がおっしゃつたような関与ができるかもしれない。しかし、現場ではまさに経済人がプレーヤーだ。名実ともにそうなっている。これで本当に持続可能な農業ができるのか。私は絶対できないというふうに思います。

そういう点では、本当にこの問題、改めて大臣にもお聞きしたいんですが、この問題というのは、まさに農家の立場に立つた政策というのが今ほど求められるべきではないというふうに思ふんです。

先日、私、三月に長野県のあるJAの代表理事組合長にお会いをしてじっくりお話を伺いました。農家は、岩盤の上に土壌があつて初めて成り立つんだ、岩盤のないところに農業は成り立たないんだ……

○石原主査 藤野君、申し合わせの時間が既に来ておりますので、まとめていただけますか。

○藤野分科員 はい、もう終わります。

冒頭申し上げましたけれども、二〇一四年は国際家族農業年です。そして、ことし二〇一五年は国連の国際土壌年に指定をされております。岩盤があつて、土壌があつて初めて農業は成り立つ。そういう意味では、岩盤規制を掘り崩すという見当違いの政策を転換して、今頑張っている家族農業や小規模農業を応援する政治への転換を強く求めて、質問を終わります。

○石原主査 これにて藤野保史君の質疑は終了いたしました。

以上をもちまして農林水産省所管についての質疑は終了いたしました。

これにて本分科会の審査は全て終了いたしました。

この際、一言御挨拶申し上げます。分科員各位の御協力によりまして、本分科会の

議事を滞りなく終了することができました。ここに厚く御礼を申し上げます。これにて散会いたします。午後八時七分散会